### 〇四国地方整備局告示第78号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条 の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次 のとおり告示する。

平成25年 9月17日

四国地方整備局長 三浦 真紀

### 第1 起業者の名称 香川県

第2 事業の種類 県道丸亀詫間豊浜線改築工事(多度津西工区)(香川県仲多 度郡多度津町大字西白方字宮ノ前地内から同町大字西白方字瓦谷地内まで)

#### 第3 起業地

- 1 収用の部分 香川県仲多度郡多度津町大字西白方字宮ノ前、大字西白方字新畠、大字西白方字川向、大字東白方字 川向及び大字西白方字瓦谷地内
- 2 使用の部分 香川県仲多度郡多度津町大字西白方字宮ノ前、大字西白方字新畠、大字西白方字川向、大字東白方字 川向及び大字西白方字瓦谷地内

#### 第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、香川県仲多度郡多度津町大字西白方字宮ノ前地内から 同町大字見立字宮ノ前地内までの延長2,840mの区間(以下「本件区間」と いう。)を全体計画区間とする「県道丸亀詫間豊浜線改築工事(多度津西工 区)」(以下「本件事業」という。)のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道丸亀詫間豊浜線(以下「本路線」という。)は、道路法第7条の規定に基づき香川県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定に基づき香川県が道路管理者となることなどから、起業者である香川県は本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性

## (1) 得られる公共の利益

本路線は、香川県丸亀市土器町地内の一般国道11号との接続点を起点とし、香川県西部の臨海部を経由して同県観音寺市豊浜町地内で再び一般国道11号に接続する総延長約49kmの主要地方道である。

本路線は、香川県中讃地域と西讃地域の臨海部の市街地を連絡する生活基盤道路である。

また、本路線に近接して立地する工業団地には、周辺自治体が多数の企業を誘致しており、本路線を利用する自動車通勤者が多い。

加えて、本路線沿線の詫間港は、県内でコンテナターミナルを有する2港のうちの1つとして香川県西部における港湾物流の拠点となっており、本路線は、香川県西部と中部を結ぶ物流上重要な路線である。

しかしながら、本路線のうち、本件区間に対応する本路線(以下「現道区間」という。)は、車道幅員の狭小な2車線道路であるなど、車両の安全かつ円滑な通行に支障をきたしている。また、現道区間は、小学校の通学に利用されているが、自転車歩行者道が一部にしか設置されておらず、その幅員も1.3m~1.7mと狭小であるため、車両と歩行者及び自転車利用者(以下「歩行者等」という。)の交通がふくそうし、歩行者等の安全な通行に支障をきたしている。

平成22年度道路交通センサスによると、現道区間の自動車交通量は、多度津町大字西白方地内において、13,232台/日で、その混雑度は1.26となっている。

また、現道区間には、大型車同士の離合が困難な線形不良箇所が存在しており、対向車の通過待ちのため、交通渋滞が頻繁に発生している。

特に白方跨線橋付近では、通勤時間帯に最大で280mの渋滞長を確認して おり、渋滞により停車した車両への追突事故も発生している。渋滞による速 度低下により、自動車交通の定時性が確保されず、自動車の安全かつ円滑な 交通も阻害されている状況にある。 さらに、本路線は大規模災害時における物資や緊急車両の通行を確保する ための緊急輸送道路に指定されており、大規模災害時の防災拠点となる詫間 港へのアクセス道路として、被災直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実 に実施するネットワーク路線としての役割が求められているが、現道区間終 点側は切り立った長大法面が連続しており、平成5年には豪雨による法面崩 壊が発生し3ヶ月間の通行規制が実施され、平成22年には落石が通行車両 に直撃する事故も発生している状況である。

本件事業の完成により、線形が良好なバイパスが整備されることから、自動車交通の所要時間の短縮及び定時制の確保が図られることが認められる。また、現道区間の通過交通がバイパスに転換されることにより、現道区間の交通混雑の緩和が図られ、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、環境影響評価法 (平成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業である が、起業者が任意で騒音、振動及び大気質について環境影響評価を実施して おり、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するも のと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

### (2) 失われる利益

起業者が行った調査等によると、本件区間内の土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)に指定されている鳥類のオオタカ、環境省レッドリストで絶滅危惧 II 類に指定されているサシバ、準絶滅危惧に指定されているハチクマ及びミサゴが生息する可能性があるため学識経験者にヒアリングを行った結果、オオタカ、サシバ、ハチクマについては営巣の可能性は少なく、ミサゴについては営巣の可能性はあるが、内陸部で生息出来る適応能力があることから本件事業の施行による影響は少ないとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法(昭和25年法律第214号) による周知の埋蔵文化財包蔵地が存在するが、既に発掘調査を完了しており、 記録保存の措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道区間の混雑を緩和するとともに、線形の良好な道路を整備し安全かつ円滑な交通を確保することを主な目的として、道路構造令(昭和45年政令第320号)による第3種第2級の規格に基づく4車線の道路をバイパス及び現道拡幅により整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は平成16年5月17日付け香川県告示第36 1号で都市計画変更された中讃広域都市計画道路3・3・401見立堀江線 と切土法面箇所を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと 認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

### 4 法第20条第4号の要件への適合性

#### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道区間は車道幅員が狭く、自転車歩行者道の整備がされていないため歩行者等が危険にさらされており、また、線形不良箇所では通勤時間帯に交通渋滞が発生していることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

また、丸亀市長を会長とする臨海産業道路整備促進期成会より本件事業の 早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

# (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の

別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 香川県仲多度郡多度 津町役場